

## 4.(1) 小規模多機能型居宅介護

### 改定事項

- 小規模多機能型居宅介護 基本報酬 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ○ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★  
○ ○ 2(1)②③多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設★  
○ ○ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★  
○ ○ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿つたケアの充実  
○ ○ 2(2)⑧通所困難な利用者の入浴機会の確保★  
○ ○ 2(4)⑤緊島や中山間地域等におけるサービスの充実★  
○ ○ 2(7)③過疎地域等におけるサービス提供の確保★  
○ ○ 2(7)④地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保★  
○ ○ 2(7)⑤特例居宅介護サービスによる地域の実情に応じたサービス提供の確保★  
○ ○ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★  
○ ○ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★  
○ ○ 3(1)⑦通所サービス等における口腔機能向上の取組の充実★  
○ ○ 3(1)⑯通所環境等要件の見直し★  
○ ○ 4(1)①処遇改善加算等特定処遇改善加算の見直し★  
○ ○ 4(1)②介護職員の修了措置の見直し★  
○ ○ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★  
○ ○ 4(1)⑩管理者交代時の研修の見直し★  
○ ○ 4(2)⑪介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し★  
○ ○ 4(2)⑫同一建物減算適用時等の区分支給限度額の見直し★  
○ ○ 5(1)①同一介護職員の計算方法の適正化★  
○ ○ 5(1)⑩介護職員の廃止★

# 小規模多機能型居宅介護

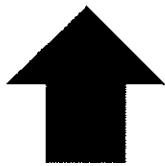
## 基本報酬

単位数

同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合  
(1月あたり)

要支援 1	3,418単位
要支援 2	6,908単位
要介護 1	10,364単位
要介護 2	15,232単位
要介護 3	22,157単位
要介護 4	24,454単位
要介護 5	26,964単位

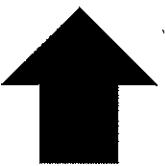
<現行>



<改定後>

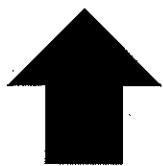
同一建物に居住する者に対して行う場合  
(1月あたり)

要支援 1	3,080単位
要支援 2	6,224単位
要介護 1	9,338単位
要介護 2	13,724単位
要介護 3	19,963単位
要介護 4	22,033単位
要介護 5	24,295単位



短期利用の場合  
(1日あたり)

要支援 1	421単位
要支援 2	526単位
要介護 1	567単位
要介護 2	634単位
要介護 3	703単位
要介護 4	770単位
要介護 5	835単位



# 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

## 概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

## 2.(1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

## 2.(1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

### 概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導を除く）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることがあります。【通知改正】  
具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発0331007）別添1について以下の改正を行う。

### 【現行】

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名：  
記入者名：  
事業所番号：  
(接番)

### 基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

（20XX年XX月XX日現在）

計画年度	年度	記入年月日
		所属・職名

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項  
従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況  
事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況

（その内容）

実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組			
アセッサー（評価者）の人数	人	人	人
段位取得者の人数	レベル2① 人	レベル3 人	レベル4 人
外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況			[ ] なし 1.あり

## 2.(1)③ 多機能系サービスにおける 認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設

### 概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 在宅の認知症高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、多機能系サービスについて、施設系サービス等と同様に、認知症行動・心理症状緊急対応加算を新たに創設する。【告示改正】

### 単位数

<現行>  
なし

⇒  
<改定後>  
認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日（新設）

### 算定要件等

- 医師が、認知症の行動・心理症状が認められため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定。（※既往要件と同）

## 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

2. (1) 4

概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させたために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】  
その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13 諸問・答申由濟

〔認知症介護基礎研修〕

第一研修、認知症介護実践者研修】

## 【認知症介護指導者養成研修の目的】

新任の介護職員等が認知症  
介護に最低限必要な知識、  
技能を修得

介護に携わる全ての職員の  
受講目標

原則、技術を修得しておき、機械の知識をもつて機械工場に就職する。

・概ね5年以上の実務経験があり、チームリーダーとなることが予定され、実践者研修を修了して1年以上経過した者

## 認知症介護実践研修 スラップアップ

修研者践実

・事業所内のケアチームにおけるリーダーを養成

## ・認知症介護の理念、 知識及び技術を修得

## 2.(2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

# 2.(2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

### 概要

【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護老人保健施設】

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算に同様に、基本報酬（介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
- 施設サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

### 算定要件等

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
  - ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する。
  - ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

## 2. (2)⑧ 通所困難な利用者の入浴機会の確保

# 2. (2)⑧ 通所困難な利用者の入浴機会の確保

### 概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 看取り期等で多機能系サービスへの通いが困難となつた状態が不安定な利用者に入浴の機会を確保する観点から、多機能系サービスの提供にあたつて、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者の負担の下で提供することが可能であることを明確化する。【通知改正】

### 基準

<現行>

利用者の負担によって（看護）小規模多機能型  
居宅介護の一部を行わせることがあつ  
てはならない。

<改定後>

利用者の負担によって（看護）小規模多機能型居宅介  
護の一部を行わせることがあつてはならない。  
ただし、（看護）小規模多機能型居宅介護事業者の負  
担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供するこ  
とは差し支えない。（追加）

※追加は下線部	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (介護等)	(参考) 認知症グループホーム (介護等)
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第34号)	第78条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護を受けさせなければならない。  第182条 (略) 第78条、(中略) の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。(以下、略)	第99条 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けることではならない。
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予定サービスに関する基準 (平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)	第3 地域密着型サービス 四 小規模多機能型居宅介護 4 運営に関する基準 (9) 介護等	第3 地域密着型サービス 五 認知症対応型共同生活介護 4 運営に関する基準 (6) 介護等
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予定サービスに関する基準 (平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)	第3 地域密着型サービス 四 小規模多機能型居宅介護 4 運営に関する基準 (9) 介護等  (2) 同条第2項は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の事業の負担によつてはならないことを定めたものであり、例えは、付添者の一部を行わせることがあつてはならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護のサービスの利用に供することは差し支えない。  八 4 運営に関する基準 (6) 準用 (基準第182条) (略)	② 同条第2項は、指定認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者ではないわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によつて利用させることができないこととしたものである。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。

## 2. (4)⑤ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実①

### 概要 【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームにおいて、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合等を要件とする定員を超えての短期利用)について、地域における認知症ケアの拠点として在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズを受け止めることとする観点から、以下の見直しを行う。
  - ・「1事業所1名まで」とされている受入人数の要件について、利用者へのサービスがユニット単位で実施されていることを踏まえ、「1ユニット1名まで」とする。【告示改正】
  - ・「7日以内」とされている受入日数の要件について、「7日以内を原則として、利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内」とする。【通知改正】
  - ・「個室」とされている利用可能な部屋の要件について、「おおむね7.43㎡/人でプライバシーの確保に配慮した個室的なしちらえ」が確保される場合には、個室以外も認めることとする。【通知改正】

**単位数** ※以下の単位数はすべて1日あたり。括弧内は2ユニット以上の場合。今回改定後の単位数

要支援 2	788 (776)	単位
要介護 1	792 (780)	単位
要介護 2	828 (816)	単位

### 算定期件等

#### 認知症グループホーム(定員を経える場合)(※1)

要件	利用者の状況や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認められた場合であること。	(※1) 定員超過利用による減算の対象とはならない
	・当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないこと。(※2)	(※2) 短期利用の利用者も含めて、当該利用者の利用期間を通じて、人員基準を満たしている場合
	・事業を行なう者が3年以上介護サービス運営している経験があること。	(※3) 認知症介護実務者研修のうち、「専門課程」、「認知症介護実践研修」若しくは「認知症介護実践研修」若しくは「認知症介護リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修の修了者
部屋	・十分な知識を有する従業者が確保されていること。(※3)	
部屋	・個室(最低面積はないが、処遇上十分な広さを有していること)(追加)	
日数	・7日以内(おおむね7.43㎡/人でプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ)	
人数	・1事業所1名まで ⇒ 1ユニット1名まで	41

## 2.(7)① 離島や中山間地域等におけるサービスの充実

# 概要

【夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 離島や中山間地域等の要介護者に対する介護サービスの提供を促進する観点から、以下の見直しを行う。他のサービスと同様、これらとの加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。【告示改正】
- ア 夜間対応型訪問介護について、移動のコストを適切に評価する観点からも、他の訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。
- イ (介護予防)認知症対応型通所介護について、他の通所系サービスと同様に、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

ウ (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、「訪問」も提供することを踏まえ、移動のコストを適切に評価する観点からも、訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象とする。

※アイは併算定できず、又はイとウの併算定は可能

## 単位数・算定要件等

	算定要件	単位数	新設するサービス
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 15/100 を乗じた単位数	夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護★ 看護小規模多機能型居宅介護
中山間地域等における 小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 10/100 を乗じた単位数	夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護★ 看護小規模多機能型居宅介護
中山間地域等に居住する 者のサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に 5/100 を乗じた単位数	夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護★

※ 1：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※ 2：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域

※ 3：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

## 2. (7)③ 過疎地域等におけるサービス提供の確保

概要	【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】
○ 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととする。【省令改正、告示改正】	一部R3.1.13諸問・答申済
基準・報酬	<現行>
	<改定後>
【基準】	<p>登録定員及び利用定員を超えてサービス提供はできない。</p> <p>↑</p> <p>【報酬】</p> <p>登録者数が登録定員を超える場合、翌月から、 定員超過が解消される月まで、 利用者全員30%／月を減算する。</p>
算定期件等	<p>(※1) 人員・設備基準を満たすこと。            (※2) 市町村が登録定員の超過を認めた時から介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。ただし、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスクを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認められた場合は、この規定による。</p>

## 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保

2. (7)④

【小規模多機能型居宅介護★】

- 令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準であり、通常よるべき基準) (通常よるべき基準であることが許容されることが許容されるもの) に見直す。**【法律改正、省令改正】**

基準

< 現行 > 定  
録 登

### 【登録定員等】

本体事業所	
登録定員	29人まで
通いの利用定員	登録定員の1/2~18人まで
泊まりの利用定員	通い定員の1/3~9人まで

等準其定指

例題的な具体的

- 利用することができる人数の上限
- ※ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の登録するご利用者数の上限

標準基準（看多機を含む）  
※ 小規模多機能型住宅介護  
等は、従うべき基準  
（介護予防）

案例委任する場合の基準

標準基準（看多機を含む）  
※ ただし、（介護予防）  
小規模多機能型居宅介護  
等は、従うべき基準

標準（看多機を含む）  
（介護予防）小規模多機能  
型居宅介護も、標準基準とす  
る。

卷下

## 2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス費による 地域の実情に応じたサービス提供の確保

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与★、福祉用具貸与★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護】

### 概要

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の方  
分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象  
地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

### ○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービス・介護サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。  
【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③小笠原諸島 ④沖縄の離島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

### ○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③小笠原諸島 ④沖縄の離島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5／100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤過疎地域 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

### 3. (1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人福利施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護老人福利施設、介護老人医療院】

#### 概要

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進め  
る観点から見直しを行う。【通知改正】

#### 算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施計画）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

### 3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、特定施設入居者生活介護★、短期入所生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★】

#### 概要

- 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の一見直し及び対応を行う。

ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】

イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（II）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同して力あるカンファレンスを行いう要件にして、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によく利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】

※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を探せるなどの取組を進める。

### 3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し②

単位数（ア）	算定要件等（ア）	算定要件等（イ）
<現行>	<改定後> ⇒ 生活機能向上連携加算 生活機能向上連携加算 200単位／月 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定は不可。	<改定後> ⇒ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位／月 (新設) (※3月に1回を限度) (Ⅱ) 200単位／月 (現行と同じ)
	<生活機能向上連携加算（Ⅰ）>（新設） ○ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 ○ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。	<生活機能向上連携加算（Ⅱ）>（現行と同じ） ○ 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・言語療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。

### 3.(1)⑯ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実

**概要** 【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★】

- 通所・居住系等のサービスについて、利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設する。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。【告示改正】
- 口腔機能向上加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を評価することを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

#### 単位数

<現行>	
栄養スクリーニング加算	5単位／回 ⇒ 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位／回 (新設) (※6月に1回を限度)
口腔機能向上加算	150単位／回 ⇒ 口腔機能向上加算 (I) 150単位／回 (現行の口腔機能向上加算と同様)
<改定後>	
口腔機能向上加算	(II) 160単位／回 (新設) (※原則3月以内、月2回を限度) (※(I)と(II)は併算定不可)

#### 算定要件等

- <口腔・栄養スクリーニング加算 (I)>
  - 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を利用する者を担当する介護支援専門員に提供していること (※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可)
- <口腔・栄養スクリーニング加算 (II)>
  - 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいざれかの確認を行ない、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること (※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(I)を算定できない場合にのみ算定可能)
- <口腔機能向上加算 (II)>
- 口腔機能向上加算 (I) の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他の口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を利用していること

## 4.(1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

## 4.(1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所介護、小規模多機能型居宅介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護★、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
  - ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるよう見直しを行うこと。【通知改正】
    - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
    - 職員のキャリアアップに資する取組
    - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
    - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
    - 生産性の向上につながる取組
    - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
  - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

## 4.(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し

## 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護医療院】  
介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
  - ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
  - ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

## 現行

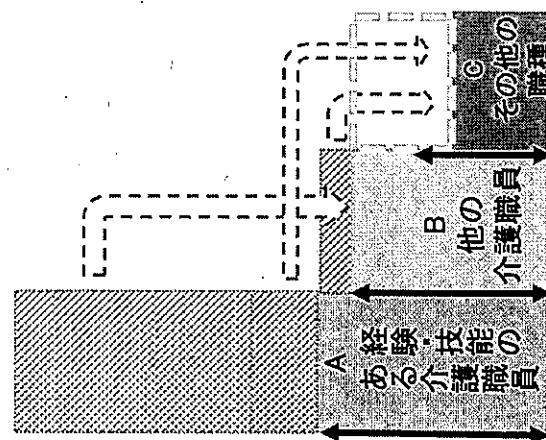
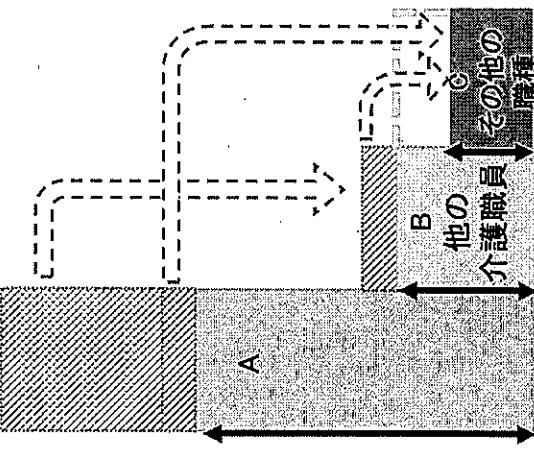
平均賃上げ額が

2以上 : 1 : 0.5以下

## 改定後

平均賃上げ額が

A > B  
1 : 0.5以下



# 4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション★、訪問看護★、小規模多機能型居宅介護★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、特定施設入居者生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設※、介護老人保健施設※、介護老人保健施設※】

## 概要

- サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

## 単位数・算定要件等

	加算Ⅰ(新たな最上位区分)	加算Ⅱ(改正前の加算Ⅰイ相当)	資格・勤続年数要件	加算Ⅲ(改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)	単位数
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	(訪問入浴) (夜間訪問) (1) 44単位/回 (2) 36単位/回 (3) 12単位/回	I 22単位/回 II 18単位/回 III 6単位/回
訪問看護 看護通所介護	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上	(訪問・訪リハ) (看護通所) (イ) 6単位/回 (1) 48単位/月 (ロ) 3単位/回 (ロ) 24単位/月	
訪問リハビリテーション	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が1人以上 (ロ) 勤続3年以上の者が1人以上		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月	
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月	
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上	(予防通リハ以外) I 22単位/回(日) II 18単位/回(日) III 6単位/回(日)	
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	(予防通リハ) I 176単位/月 II 144単位/月 III 48単位/月	
短期入所生活介護※ 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護老人保健施設※ 介護老人保健施設※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上		

(注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができます。

(注2)介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」である。  
以上勤務職員の割合」である。

## 4.(2)⑩ 管理者交代時の研修の修了措置

### 概要

【認知症対応型通所介護★、認知症対応型共同生活介護★、小規模多機能型居宅介護★】

- 認知症グループホーム等の管理者の要件とされている認知症介護実践者研修及び認知症対応型サービス事業管理者研修の修了について、研修の実施時期が自治体によつて他律的に決定されるものであるもので、計画作成担当に研修の申し込みを行い、研修を修了する場合は、研修を修了していることを必要とする。

### 基準

基準	代表者	管理者	計画作成担当者	市町村からのお問い合わせ窓口	Q&A	取扱開始時期	(参考) 各サービスにおいて必要な研修	認知症対応型通所介護	認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症介護実践者研修
交代時の研修の取扱い	半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すればよい	なし	市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管轄者が研修を修了することが確実に見込まれる場合はよい	市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管轄者が研修を修了することが確実に見込まれる場合はよい	なし	H30年度～	根拠	解釈通知	R3年度～	H18年度～

## 4.(2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し②

# 4.(2) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護★

### 概要

- 人材確保や職員定着の観点から、広域型特別養護老人ホーム又は介護老人ホーム又は小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。【省令改正】 R3.1.13 諮問・答申済

### 基準

- <現行>  
広域型特養・介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護  
が併設する場合において、介護職員及び管理者の兼務は不可

<改定後>  
広域型特養と小規模多機能型居宅介護が併設する場合において、介護職員は入所者の処遇に支障がない場合に限り、管理者は管理上支障がない場合に限り、兼務可能

小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務
地域密着型介護老人福祉施設	○	○
地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院		○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	×
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		

小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務
地域密着型介護老人福祉施設	○	○
地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院		○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	○	○
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		



## 5.(1)① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の

## 計算方法の適正化

## 概要

【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護】  
看護小規模多機能型居宅介護】

- 訪問系サービスの同一建物減算適用時の区分支給限度基準額に関する取扱いを参考に、通所系サービス、多機能系サービスについて、以下の対応を行う。
  - <同一建物減算等>
    - ・ 通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前（同一建物に居住する者以外の者に対する場合）の単位数を用いることとする。【告示改正】

<規模別的基本報酬>

- ・ 通所介護、通所リハビリテーションの、大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いることとする。【告示改正】

(参考)【平成30年度介護報酬改定】集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

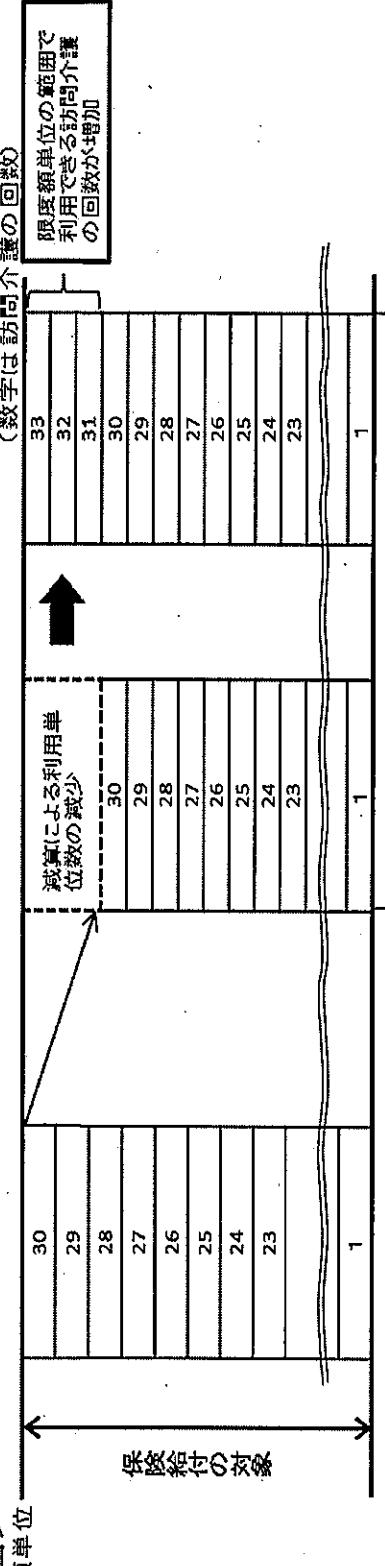
- 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

(参考) 有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に関する意見（抜粋）  
(平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示)

<会計検査院が表示する意見（抜粋）>

- 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずることのないようにするために、同一建物減算の措置を講ずるよう意見を表示する。

<概念図>



減算が適用されない利用者

減算適用者

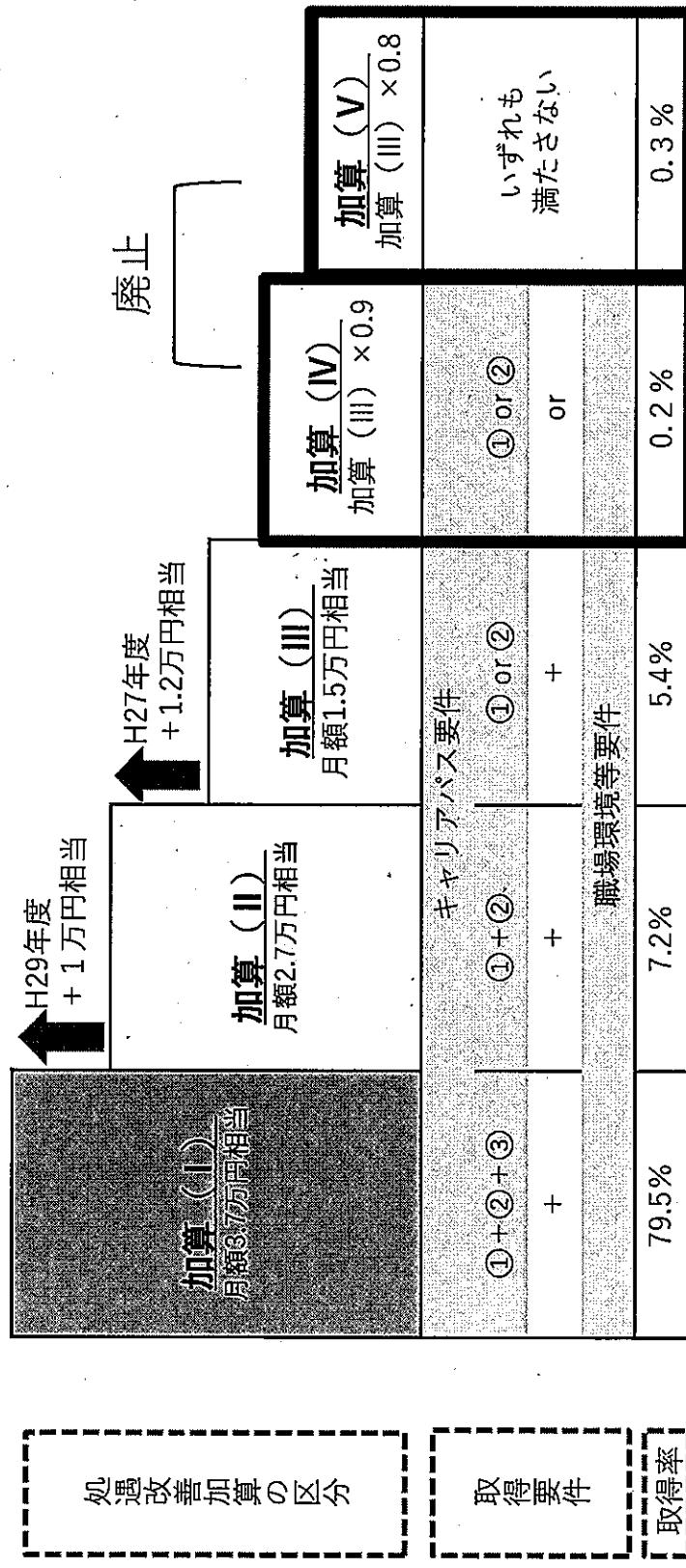
## 5.(1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

# 5.(1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、療養型通所介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護★、地域密着型通所介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護老人福祉施設、地域密着型介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護医療院】  
テーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その後、令和3年3月末時点でも同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】



### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

### <職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。